

令和7年第1回区議会定例会

議案説明資料 (追加提案分②)

(議案第 37 号)

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

国においては、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するために高年齢層職員の能力及び経験の活用が進められていること等を踏まえ、給与面での更なる支援を図るため、「一般職の職員の給与に関する法律」等の一部を改正し、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、住居手当等を支給することとした。

また、特別区においては、国との均衡等を踏まえ、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、住居手当を支給することとした。

このことに伴い、本区においても、これらの職員に対して、住居手当を支給することとする必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する 4 件の条例を条建てで改正することとする。

<改正の概要>

- 1 第 1 条による杉並区職員の給与に関する条例の一部改正
定年前再任用短時間勤務職員には適用しないこととされている規定から、住居手当に係る規定を削除する。(第 31 条)
- 2 第 2 条による杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正
前記 1 と同様の改正を行う。(第 32 条の 2)
- 3 第 3 条による杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正
前記 1 と同様の改正を行う。(第 35 条)
- 4 第 4 条による杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正
暫定再任用職員には適用しないこととされている規定から、住居手当に係る規定を削除する。(附則第 3 条、第 21 条及び第 23 条)

<実施の時期>

令和 7 年 4 月 1 日

【問合せ先】

人事課 内線 1511
庶務課 内線 1601

(議案第38号)

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

特別区においては、国民健康保険事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営に資するため、保険料率等について共通基準を設定することとしているところであるが、東京都が令和7年度の「標準保険料率」を算定したことを受け、これを基準としつつ、共通基準が改定されたところである。

また、国民健康保険法施行令の一部が改正され、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、基礎賦課額に係る賦課限度額等を改定すること等とされた。

これらのことに伴い、保険料率を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

<改正の概要>

- 1 基礎賦課額の保険料率について、所得割を「100分の8.69」から「100分の7.71」に、被保険者均等割を「4万9,100円」から「4万7,300円」に改めるとともに、基礎賦課額の賦課限度額を「65万円」から「66万円」に改めること等とする。(第14条の4及び第14条の8)
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、所得割を「100分の2.80」から「100分の2.69」に、被保険者均等割を「1万6,500円」から「1万6,800円」に改めるとともに、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を「24万円」から「26万円」に改めること等とする。(第14条の12及び第14条の16)
- 3 介護納付金賦課額の保険料率について、所得割を「100分の2.20」から「100分の2.25」に、被保険者均等割を「1万6,500円」から「1万6,600円」に改める。(第15条の4)
- 4 一定の所得以下の世帯に対し被保険者均等割額を減額する額を保険料率の改定に伴い改めるとともに、減額の対象となる世帯の判定に係る所得の基準を引き上げること等とする。(第18条の2)

- 5 未就学児である被保険者に係る被保険者均等割額を減額する額を保険料率の改定に伴い改める。（第18条の3）
- 6 出産被保険者に係る被保険者均等割額を減額する額を保険料率の改定に伴い改める。（第18条の4）

<実施の時期等>

- 1 令和7年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第2項）

【問合せ先】

国保年金課 内線1271